



平成19年9月28日

## 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する事業用自動車の使用停止処分について

下記のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法（以下「法」という。）第40条の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分を発出しましたのでお知らせします。

### 記

1. 行政処分又は命令の年月日  
平成19年9月28日
2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置
  - ・事業者の名称：株式会社 遠賀タクシー
  - ・主たる事務所の位置：福岡県遠賀郡岡垣町中央台5丁目1-1
3. 当該行政処分に係る営業所の名称及び位置
  - ・営業所の名称：遠賀川営業所
  - ・営業所の位置：福岡県遠賀郡遠賀町今古賀493-1
4. 行政処分又は命令の内容  
当該事業者の遠賀川営業所について、輸送施設（事業用自動車）の使用停止30日車（7日×3両+9日×1両）  
日車とは停止する日数×停止する車両数
5. 違反条項  
法第9条の3第1項
6. 監査の端緒及び違反行為の概要  
認可を受けていない運賃を収受しているとの情報があったことを端緒として監査を実施したところ、次の違反が判明したもの。
  - ・認可運賃によらない運賃を収受していた。  
（法第9条の3第1項）
7. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び管轄区域に係る累積点数  
この行政処分により当該営業所に付された違反点数は3点で、九州運輸局管内における累積違反点数は3点です。

【問い合わせ先】	行政処分に関する問い合わせは 自動車交通部自動車監査官 担当 中田 電話 092-472-2529 運賃に関する問い合わせは 自動車交通部旅客第二課 担当 月形 電話 092-472-2527
----------	---